発表者の大越は、現在、地域公民館の歴史講座で、古田の古代史を可視化し、市民に広げる活動をしている。その延長上で、古代史セミナーでは、7世紀の日出づる処の天子に焦点を当て、いくつかのトピックから全体を俯瞰する。

発表内容は、古田の古代史の「見える化」による論点整理であって、「研究発表」ではない。参加者にとっては周知の内容ばかりで退屈かもしれないが、講座の対象が一般参加者ということからご理解いただきたい。発表者としては、このプレゼンが多くの方に話題を提供し、会場での議論の活性化につながればよいと願っている。

画像は、**古田武彦著『法隆寺の中の九州王朝(古代は輝いていたⅢ)』**を中心に、第3部の以下の章を柱に構成した(他にも『失われた九州王朝』など古田の主要文献も参照)。

第3章 隋朝の南北統一と俀国

第4章 推古朝の対唐外交

第4部「法隆寺の中の二つの金石文」も含めたかったが、時間上の制約から取り上げることができなかった。そこで、論点整理の末尾に、釈迦三尊像の光背銘について、古田説の要約を追記した。

作成の過程では、できるだけ自分の意見を交えず、著述に従って忠実に再現するように努めた。それでも、ときに不明な点があり、自己の判断で構成した部分がある。もしも誤りがあれば、すべて製作者の責任である。

上記の文献以外に、「古田武彦の『聖徳太子7つの疑問』」(『歴史と旅』第22巻第1号)から文を抜粋して序章とした。ここで、古田は「聖徳太子」について根本的な疑問を提起している。

「聖徳太子」の定義は、古田に従った。古田は薬師仏光背銘の「東宮聖王」を根拠に、『日本書紀』推古紀に登場する「上宮廐戸豊聰耳太子」(いわゆる「聖徳太子」)を実在の人物とする。ただし、書紀の「太子の業績」については、九州王朝の史実からの盗用としている。論点整理では、この人物を「聖徳太子(廐戸王)」または「太子」と記す。

序章 聖徳太子7つの疑問

名文句がある。「日出処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙なきや」だ。 推古天皇の時代、聖徳太子の言葉として有名だ。「日出処の天子」と題するマンガさえ 登場し、少年少女たちを引きつけている。

しかし、これを歴史史料とするとき、あまりにも疑問が多い。

- ①これだけ印象的な一句が、発信者であるはずの天皇家側の歴史書『日本書紀』に出現しない。
- ②この一句は『隋書』に出現する。『隋書』の成立は『日本書紀』成立の84年前だ。書紀編者はなぜこの句を記さなかったのだろう。

- ③推古天皇は「天子」を名のった形跡がない。たとえば、法隆寺の薬師仏の光背銘には「天皇」「大王天皇」と記されている。
- ④ましてや聖徳太子は、終生「太子」であって、「天皇位」につかぬまま没した。「天子」 を名のったはずがない。
- ⑤「日出処の天子」を自称した人物は、『隋書』に「多利思北孤」と記されている。だが、 推古天皇にこのような名前はない。
- ⑥多くの異称があったとされる聖徳太子にも「多利思北孤」の名称はない。
- ⑦「多利思北孤」は男性であり、「妻を雞弥 (きみ) という」と書かれている。推古天皇は 女性なので両者はまったくの別人だ。

以上、7つの不審は、いずれも未解決のままだ。

以下、各節ごとに内容を要約する。

第1章 隋朝と俀国

1節 俀国の外交

『隋書』俀国伝にそって、隋朝と俀国の外交について概説する。

- 1. 第1回 遣隋使
- 2. 第2回 遣隋使
- 3. 隋帝への国書
- 4. 裴世清の来訪
- 5. 裴世清と俀王の会談

2節 俀国と俀王

1. 俀国歴代の王朝

俀国とは何者か。古田は俀国伝にもとづき、次のように説明する。

- ①3世紀の魏朝に朝献した倭国と、7世紀の俀国は同一国だ。中心国名は3世紀は「邪馬壹国」、5世紀には「邪馬臺国」と呼ばれた。
- ②「倭の五王」もまた、この多利思北孤の「俀国」と同一王朝である。
- ③1世紀の金印の倭奴国が、今は「俀国」であり、その風土に「阿蘇山」がある。

2. 俀王の縁族

「王の妻は雞弥と号す。後宮に女六、七百人有り」(俀国伝)。

この文が示すように、多利思北孤は男性である。また、俀国伝に多利思北孤が現れる期間は、推古天皇在位期間と重なっている。多利思北孤の俀国は、推古天皇の国(推古朝) と同一とは考え難い。

3. 俀王の名前(漢字表記の意味)

「多利思北孤」は男性の名前である。また、使われている漢字はすべて「佳字」である。 よって、この名前表記は、中国側ではなく、多利思北孤側のものと考えられる。古田は 俀国側国書の自署名にあった表記だとする。

4. 兄弟統治

「俀王は天を以て兄と為し、日を以て弟と為す。天未だ明けざる時、出でて政を聴き跏 趺して坐し、日出づれば便ち理務を停め、云う『我が弟に委ねん』と」(俀国伝)。

古田は、この兄弟統治と「倭人伝」(以下文) 卑弥呼の統治体制との類似性を指摘する。

「乃ち共に一女子を立てて王と為す。(中略) 男弟有り、佐けて国を治む」(倭人伝)。 姉が宗教的権威、弟が政治の実務という分担。のちの俀国はこの伝統を継承していると いう。

5. 俀国への行路(裴世清の道)

俀国伝の行路記事には、里程記事も、日程記事もない。一方、『隋書』の西域伝や百済伝には里程・日程が詳しく描かれている。古田はその理由を次のように説明する。

- ① 俀国伝冒頭には俀国の位置が示されている。『隋書』は「卑弥呼の首都と、多利思北 孤の首都は同一である」と述べている。
- ②同一の首都に到るのに、里程・日程を重ねて記す必要はない。その点で、俀国伝は魏 志倭人伝を下敷きにして書かれている。
- ③「俀国は百済・新羅の東南に在り。水陸三千里、大海の中に於いて、山島に依って居る」(俀国伝)。

これも、倭人伝に「狗邪韓国→対海国→一大国→末盧国」間がそれぞれ一千余里と書かれていることから、三つの合計三千余里が「水陸三千里」と概算されたのだろう。

6. 秦王国とは

「又竹斯国に至る。又東して秦王国に至る」(俀国伝)。

『隋書』には、隋の煬帝が、即位と同時に弟の子を「秦王」の位につけた逸話(605年)が語られる。俀国の多利思北孤も自ら「天子」を名のり、配下の諸王に「~王」と中国風に王名を名乗らせた可能性がある。ただし、古田は「秦王国」の明確な位置は確定できないとしている。

7. 俀に従属する国(竹斯国基点)

「竹斯国より以東、皆俀に附庸す」(俀国伝)。

この文をどう理解するか。俀国伝は魏志倭人伝を下敷きにしている。その倭人伝に次の 一文がある。

「女王国より以北、特に一大率を置きて検察し、諸国之を畏憚す」(倭人伝)。

両伝を比較すると、倭人伝は「女王国基点」、俀国伝は「竹斯国基点」の文型になっている。すなわち、倭人伝は、検察の原点が倭王(卑弥呼)、俀国伝は、附庸の原点が俀王(多利思北孤)になっており、両伝の首都は共に「筑紫」であるとする。

8. 俀国の国境

「夷人里数を知らず、但々計るに日を以てす。其の国境は東西五月行、南北三月行にして、各々海に至る」(俀国伝)。

古田は「南北三月行」は、都斯麻国から九州を南北に縦断し、沖縄諸島(の一端)に至

る南北ルートを示しているという。しかし、「東西五月行」の範囲は確定しがたい、と する。

3節 天子を称した王

なぜ多利思北孤は、自ら「天子」を称したのか。古田は、589年の「陳の滅亡」に原因があるという。この年をもって、南朝は滅亡し、北朝の隋が全中国を統一する。南北朝の時代、倭王にとって「天子」は南朝のみであり、北朝は「北狄」や「胡」の部類で、「東夷」の自分たちと同列の存在だった。「中国正統の南朝の天子」が滅び、「北狄の王朝」隋が中国全土を統一し、天子を誇示したとき、東夷の王は自ら「日出づる処の天子」を名のったのだろうという。

第2章 推古朝の対唐外交

1節 推古朝の外交

『隋書』(俀国伝)と『日本書紀』(推古紀)の外交記事は、多くが異なっており、とりわけ国書外交の質が決定的に違っている。①俀国伝は、俀国側の「国書外交」に対する隋側の「口頭外交」、②推古紀は国書交換外交である。①②両者が同一王朝間の国交ならこうした齟齬は生じない。多利思北孤の王朝と推古天皇の天皇家とは別王朝だったと考えざるを得ない。

- 1. 推古朝の対中国外交
- 2. 俀国伝と推古紀 外交の比較
- 3. 国書に見る対等外交と朝貢外交

2節 推古朝の「遺隋使」

『隋書』(俀国伝)と『日本書紀』(推古紀)の外交記事を、古田は「一見類似しながら、 実は異なった二つの事件、しかも裴世清という同一人物のかかわった二つの事件」と評する。そして、以下のように疑問を解き明かしていく。①推古紀の中国側国号がすべて「唐」または「大唐」と書かれている(一例の例外あり)。②推古紀の前後の年次には10年以上のずれが生じている可能性がある。③この仮説に立つと、推古紀の「隋が唐と書かれている問題」「百済僧の肥後国漂着記事」「裴世清の称号」「皇帝国書の宝命」等の矛盾が解消される。

- 1. 推古朝「遣隋使」の不思議
- 2. 古田による解明の鍵
- 3. 百済僧の肥後国漂着
- 4. 裴世清の称号
- 6. 皇帝国書の「宝命」
- 7. 推古紀矛盾の全解明

【第2章 参考資料】

1. 「推古紀」本来の年表

誤差の想定なし

		-		
『隋書』 俀国伝 等			『日本書紀』 推古紀 等	
600 607	俀王多利思北孤、使を遣わし闕に至る 多利思北孤、国書をもって朝貢して来る	600 607	推古天皇、小野妹子を大唐に派遣する	
608	優王は「日出ずる処の天子」を称する煬帝は、文林郎裴世清を俀国に派遣国書交換なしのロ頭外交	608	妹子、大唐の使者、鴻臚寺掌客裴世清を伴 い筑紫に至る 天皇、難波吉士雄成を谐わし裴世清を召す	隋
609	煬帝、運河の造営 (605~610) (隋朝は順風満朝)	609	表世清は国書を携帯 唐帝への国書を妹子に届けさせる 百済王、呉国に僧を遣わすが、中国に騒乱 があり入国不可、肥後国に漂着する	
618 619	唐朝成立(初唐の混乱期始まる)	619		
620		620		
				唐
621	会稽の天子、呉国を称する(呉国の乱)	621		

- ※「推古紀」609年以降の遺使記事は、論点を可視化するためにあえて省略した。
- 2. 「推古紀」に年代誤差(12年)を適用した年表

誤差を12年に想定

-				_
『隋書』 俀国伝 等			『日本書紀』推古紀 等	
600	俀王多利思北孤、使を遣わし闕に至る	600		
607	多利思北孤、国書をもって朝貢して来る	607		
	俀王は「日出ずる処の天子」を称する			
608	煬帝は、文林郎裴世清を俀国に派遣	608		
	国書交換なしの口頭外交	0.000000000		77 AT
				隋
609	煬帝、運河の造営 (605~610)	609		
	(隋朝は順風満帆)			
618	唐朝成立(初唐の混乱期始まる)			
619		619	推古天皇、小野妹子を大唐に派遣する	
620		620	妹子、大唐の使者、鴻臚寺掌客裴世淸を伴	
			い筑紫に至る	r#=
			天皇、難波吉士雄成を遣わし裴世清を召す	唐
			裴世清は国書を携帯	passer 6
		,	唐帝への国書を妹子に届けさせる	
621	会稽の天子、呉国を称する(呉国の乱)	621	百済王、呉国に僧を遣わすが、中国に騒乱	
			があり入国不可、肥後国に漂着する	

「釈迦三尊像の光背銘」について(古田説の要約)

~ 『法隆寺釈迦三尊像の史料批判』(古田武彦)から~

1. 光背銘文と『日本書紀』

光背銘文を『日本書紀』の聖徳太子(廐戸王)の金石文と見なすとき疑問が多い。 (疑問1) 銘文冒頭の「法興元 31 年」

「法興」は年号であるが、大和朝廷の年号にはない(古事記・日本書紀にない)。

(疑問2)「鬼前太后」=太子の母

太子の母の名前は穴穂部間人皇女だが、「鬼前」は「間人」とは読めない。また、「太后」は「天子の母」を意味する用語であるが、太子は天子ではない。

(疑問3)「干食王后」=太子の妻

銘文には太子の妻が「干食王后」と書かれている。これは、従来、太子4人の妻のうちの「菩岐々美郎女」と説明されてきた。「干食」には食に関係する意味があり、父親の名が「膳部」つまり食事にかかわる部の臣という所に共通点を見い出す。しかし、「干食」は「かしはで」と読めない。また、太子の4人の妻を見ると、第2妃の菩岐々美郎女は最も身分が低く、ほかの有力豪族の娘たちを差し置いて、この菩岐々美郎女だけが記される理由がない。さらに、「王后」は「天子の后」すなわち「皇后」の意味である。太子が天子でない以上、「干食王后」を妻とした「上宮法皇」は聖徳太子であり得ない。

(疑問4)「上宮法皇」=聖徳太子

推古紀で聖徳太子(厩戸王)は「上宮太子」と呼ばれる。他方、法皇とは「僧籍に入った天子」を意味する。聖徳太子は天子だったことはなく、引退して僧侶になったという事実もない。加えて、「上宮」は普通名詞であって固有名詞ではないので、上宮と書いてあるから聖徳太子、ということはできない。奈良県桜井市の「ウエノミヤ」が太子ゆかりの「上宮」とされるが、阿蘇山、大分県、太宰府などにも同様の地名があり、関連宮殿が三か所あれば「上宮・中宮・下宮」と称されることがある。

(疑問5) 太子の没年月日

- (1) (622年) 翌日 (2月22日)、法皇、登遐す。(釈迦三尊像)
- (2) 推古29(621)年の春2月の己丑の朔癸巳(5日)に、半夜に廐戸豊聡耳皇子命、 斑鳩宮に薨りましぬ。(推古紀)

以上(1)と(2)は月だけが共通し、年と日が異なっている。

(疑問6) 銘文における「推古天皇」の欠如

推古朝におけるナンバーワンである推古天皇が、当銘文中に現れない。この事実は、 当銘文及び当本尊が、推古朝内部で作られたものでないことを語っている。

(疑問7) 書紀における「釈迦三尊像敬造」記事の欠如

『日本書紀』(推古 29 年) の太子死没を告げる記事に(以降の記事にも)、当該事項が記載されていない。太子説話を渉猟している書紀としては不可解である。

2. 光背銘文と『隋書』

光背銘文を『隋書』多利思北孤の金石文と見なすことで疑問が解消する。解決の鍵は、俀王が隋の煬帝に宛てた国書で「日出づる処の天子」と称していること。そして、「阿蘇山有り」の表記から、多利思北孤が九州にいた王だったこと、の2点である。

- (1) 「法興」年号(591~622年)は、近畿天皇家とは異なる王朝の、天子が制定した年号である。当時の東アジアでは、年号制定は「時を司る」天子が行う。
- (2) 「鬼前太皇」は、天子の母、すなわち多利思北孤の母である。
- (3) 「干食王后」は、天子の后、すなわち多利思北孤の后である。
- (4) 「上宮法皇」は、仏教的天子だった俀王の多利思北孤である。
- (5) 没年月日は、『日本書紀』が聖徳太子(廐戸王)の没年月日。釈迦三尊像が『隋書』 に登場する多利思北孤の没年月日である。
- (6) 釈迦三尊像は多利思北孤の王朝内で作られた。そのため、銘文に推古天皇が登場しない。
- (7) 『日本書紀』編者たちは、釈迦三尊像銘文の存在を知らなかった。

3. 結論

- (1)「日出づる処の天子」を自称した王「多利思北孤」は九州にいた。
- (2) 釈迦三尊像光背銘の「上宮法皇」は、九州にいた俀王「多利思北孤」である。
- (3) 釈迦三尊像は、推古朝の聖徳太子(廐戸王)のためではなく、俀国(九州王朝)の王、多利思北孤のために敬造された。
- (4) 天智 9 年、法隆寺は一屋余すこと無く焼失した。現本尊は、その後(8世紀)、他所から斑鳩の地にもたらされた。

4. 文献史料との関係性

釈迦像光背銘文と文献史料の関係性について図式化した。光背銘文は、『隋書』との 親和性は高いが、『日本書紀』との関係性はほとんど見られない。



